

平成23年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

平成23年12月 6日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成23年12月 6日

15日間

至 平成23年12月20日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 同意第 3号 教育委員会委員の任命について

第 6 同意第 4号 公平委員会委員の選任について

第 7 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 8 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 9 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について

第10 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について

第11 議案第71号 京丹波町暴力団排除条例の制定について

第12 議案第72号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）

第13 議案第73号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第14 議案第74号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第15 議案第75号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第16 議案第76号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）

第17 議案第77号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第18 議案第78号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）

第19 議案第79号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番	小 田 耕 治 君
2 番	篠 塚 信太郎 君
3 番	村 山 良 夫 君
4 番	梅 原 好 範 君
5 番	横 山 勲 君
6 番	山 田 均 君
7 番	東 まさ子 君
8 番	岩 田 恵 一 君
9 番	松 村 篤 郎 君
10 番	坂 本 美智代 君
11 番	西 山 和 樹 君
12 番	原 田 寿賀美 君
13 番	北 尾 潤 君
14 番	森 田 幸 子 君
15 番	山 内 武 夫 君
16 番	野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
会 計 管 理 者	岡 本 佐登美 君
参 事	岩 崎 弘 一 君
参 事	野 間 広 和 君
瑞穂支所長	山 森 英 二 君

和知支所長	藤田真君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上西貴幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻に参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番議員・小田耕治君、2番議員・篠塚信太郎君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月20日までの15日間と決定しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、同意第3号ほか11件です。ほか諮問が3件であります。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

11月30日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した陳情書等をお手元に配付しております。また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日、本会議終了後、全員協議会が、またその後、議会広報特別委員会が開催されます。

大変ご苦勞さまですが、よろしく願いいたします。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第４、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第４、行政報告を行います。

寺尾町長、報告願います。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さんおはようございます。

師走を迎えまして何かと慌ただしい昨今でございます。本日ここに、平成２３年第４回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。各位には、円滑な町政の推進にご支援いただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成２３年も残すところわずかとなりました。東日本大震災という未曾有の災害により、避難所や仮設住宅で年末年始を迎えざるを得ない多くの方々の心中を思うとき、一日も早い原発事故の収束と被災地の復興が実現し、安心してふるさとに帰り、そして日常の暮らしを取り戻せることを願わずにはいられないところであります。

本町といたしましても、今後とも関係機関と連携を図りながら、福島県双葉町をはじめとする被災地の復興支援に取り組んでまいりますので、引き続きご協力いただきますよう、お願いを申し上げます。

さて、去る１１月２４日の臨時会におきまして、新しく議長に野口久之様、副議長に山内武夫様が選出され、各委員会も新たな構成となりました。それぞれの要職に就任されました皆様方に祝意をあらわしますとともに、２年間お世話になりました前西山議長様、山田副議長様をはじめ、それぞれのお立場でご活躍、ご尽力いただきました議員各位に敬意をあらわし、お礼を申し上げます。

申すまでもなく議会は、民主主義の根幹をなす住民の代表機関として議案審議等を通して、町民の意思決定をいただく議事機関であります。今後とも、議員各位には町政全般にわたりご指導、ご支援をお願いしたいと思っております。

なお、私も町長就任から２年が経過いたしました。この間、ケーブルテレビ拡張整備事業や畑川ダム関連事業、また、瑞穂地域の保育所建設や小学校統合整備事業などが、議員各位をはじめ町民の皆様の格別のご理解とご協力をいただく中、完成、あるいは着実に進展いた

しておりますことに、心から深く感謝申し上げます。

特に、先日、１１月２８日には、待望久しかった畑川ダム定礎式が挙行されました。水資源に乏しく、また幾度となく洪水被害に見舞われてきた本町の悲願というべきこの事業が、来年度の完成に向けて順調に推移しておりますことは、ひとえに京都府をはじめ、地元関係者の皆様のご協力のたまものと、深く感謝申し上げます。

また、去る１１月６日に開催いたしました第２６回国民文化祭の京丹波町事業であります「魅せる・人形芝居フェスティバル」では、町内外から大変多くの皆さんにご来場いただき、本町のすばらしい伝統文化を再認識するとともに、広く情報発信する絶好の機会となりました。あわせて開催いたしました「京丹波・食の祭典」におきましても、「こだわりの食でおもてなし」をコンセプトに町内１９団体が出店され、各売り場では、京丹波の豊かな食を求めて長蛇の列ができるなど、町民の皆様の笑顔と活力にあふれた一日であったと振り返っております。

今後とも、こうした生き生きとした活力のあるまちづくりを進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成２４年度の本町の予算編成方針を、このほど策定いたしました。

本町の財政は、これまで積極的に取り組んでまいりました財政健全化対策の効果として、経常収支比率をはじめ、実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標が昨年度からさらに好転するなど、着実に行財政改革が進んでおります。

しかしながら、これらの指標値好転の背景には、国の経済対策や合併特例措置によって一時的に普通交付税が増加していることが大きく影響しており、合併特例期間終了を見越した一層の健全化対策が必要であります。

特に、国においては多額の債務を抱える中、東日本大震災の復興対策や、増え続けます社会保障費の財源確保、さらに回復の足取りが鈍い日本経済へのてこ入れ策などが不可欠であり、地方財政への影響が懸念されるところでもあります。こうした情勢を踏まえ、本町におきましては、引き続き経常経費の縮減に努めるとともに、地方債残高の規模抑制や合併特例期間内における土地開発公社債務の解消などの財政健全化対策を鋭意推進してまいります。

一方、「安心・活力・愛のあるまちづくり」施策の推進であります、「安心」のあるまちづくりでは、原子力防災を含む地域防災対策の強化に取り組むほか、ひとり暮らし高齢者の増加を踏まえた地域での見守り活動や、地域包括ケア体制の推進、病院事業の一層の充実や町営バス運行の充実など、住民生活の不安解消に向けた諸施策に積極的な取り組みを行うことといたしております。

また、「活力」のあるまちづくりでは、農業振興施策における重点事項として、引き続き有害鳥獣対策に取り組むほか、来年４月の「京都府立林業大学校」開校を契機に一層の林業振興施策の展開を図ってまいります。

また、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点の整備につきましては、このほど基本計画がまとまり、来年度におきましては造成計画等の詳細設計を行い、具体化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、畑川ダムの事業推進にあわせた企業立地の促進など、雇用の場の確保による定住促進対策を推進してまいります。

「愛」のあるまちづくりでは、学校教育の振興をはじめ、保育サービスの充実など、一層の子育て環境の整備を図り、少子化対策を推進するほか、伝統文化振興施策や生涯スポーツの推進などを通じて、住民交流の活性化についても積極的な対策を講じてまいります。

また、徹底した現場主義のもと、住民自治組織によるまちづくりに向けた地域支援事業や、地域コミュニティ向上対策などに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

なお、予算編成は限られた貴重な財源、いわゆる税をいかに効率よく効果的な事業に配分していくか、その選択を行う作業にほかならないと考えております。１０年先、２０年先を見据えた中・長期的視野のもとに、安心かつ安定したまちづくりに取り組んでいくため、「選択と集中」の視点から事務事業の点検を行い、財政健全化対策の継続と各種施策に創意工夫を加えながら、常に町民目線に立ち、「やさしさとぬくもりのあるまちづくり」に積極的に取り組む決意でありますので、一層のご指導、ご支援をお願いするものであります。

以上、行政報告といたします。

○議長（野口久之君）　以上で行政報告を終わります。

《日程第５、同意第３号　教育委員会委員の任命について》

○議長（野口久之君）　日程第５、同意第３号　教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朝子教育長の退席を求めます。

（朝子教育長　退席）

○議長（野口久之君）　町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第3号 教育委員会委員の任命についてであります。現在、教育長としてご活躍いただいております朝子照夫氏の任期が、今月11日に満了となりますことから、引き続き任命することについて、同意をお願いするものであります。

朝子教育長におかれましては、前寺井教育長の後任として平成22年4月から本町教育委員、教育長として教育行政の推進にご尽力いただけてまいりました。朝子氏は、教育行政と教育現場双方にわたり豊かな経験をお持ちであり、人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通され、加えて温厚、誠実なお人柄から信望も厚く、今日の教育課題に適切に対応いただいているところであります。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、同意第3号の補足説明を申し上げたいと思います。

まず、教育委員会委員の任命でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づきまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することとなっております。

なお、任期につきましては、4年でございます。定数は条例により6人となっております。

それでは、議案を朗読させていただきまして、説明にかえさせていただきます。

同意第3号 教育委員会委員の任命について、下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町実勢大平48番地23

氏名 朝子照夫 昭和22年12月26日生（63歳）

平成23年12月6日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、朝子氏のご経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第３号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第３号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第３号は、原案のとおり同意されました。

ここで朝来教育長の退席を解きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 ９時１８分

再開 午前 ９時１８分

（朝来教育長 復席）

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第６、同意第４号 公平委員会委員の選任について～日程第１９、議案第７９号 平成２３年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第３号）について》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第６、同意第４号 公平委員会委員の選任についてから日程第１９、議案第７９号 平成２３年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第３号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第６、同意第４号 公平委員会委員の選任についてから日程第１９、議案第７９号 平成２３年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第３号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、同意第４号 公平委員会委員の選任についてであります、

大西好美委員の任期が、この１２月２５日に満了となります。大西氏は、今回の任期満了を区切りとして退任のご意志がかたく、これを尊重させていただきました。

後任の委員には、京丹波町栗野にお住いの山内幸博氏を選任することについて、同意をお願いしております。

山内氏は、亀岡市立亀岡小学校教諭を長らくお勤めの後、京都府南丹教育局人事主事、亀岡市教育委員会次長、八木小学校、園部小学校、桧山小学校校長、また、南丹船井小学校校長会会長を歴任されるなど、教育行政及び人事行政に豊かな経験をお持ちであります。人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通され、職務を適切に務めていただけるものと考えております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第５号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。林勝治委員の任期がこの１２月２５日に満了となります。

林氏は、今回の任期満了を区切りとして退任のご意志がかたく、これを尊重させていただきました。

後任の委員には、京丹波町質美にお住いの大西晴乗氏を選任することについて同意をお願いしております。

大西氏は、現在、瑞穂町土地改良区総代をお努めで、人格、識見とも高く、土地や家屋の資産関係にも精通されており、職務を適切にお務めいただけるものと考えております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

諮問第３号 人権擁護委員候補者の推薦についてありますが、野口正利委員の任期が平成２４年３月３１日に満了となります。

野口氏は、今回の任期満了を区切りとして退任のご意志がかたく、これを尊重させていただきました。

後任の委員には、京丹波町中台にお住いの山崎要志氏を推薦することについて、ご意見をお伺いするものであります。

山崎氏は、丹波町社会教育委員、丹波町社会福祉協議会理事、丹波町青少年育成協会副会長を歴任され、平成１５年４月から平成１７年１０月まで丹波町議会議員を務められました。現在は、障害者支援施設「丹波桜梅園」施設長及び社会福祉法人「桜梅会」理事長として活躍されております。広く社会の実情に精通され、人権について深いご理解と認識のもとに、職務に適切に務めていただけるものと考えております。

次に、諮問第４号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平成２４年３月３１日付をもって任期満了となります西田光子委員を、引き続き委員として推薦いたしたくご意見を

お伺いするものであります。

西田委員におかれましては、平成１８年４月から人権擁護委員という大変幅の広い重要な活動に誠心誠意ご尽力いただいております、現在、園部人権擁護委員協議会事務局をお務めであります。人格、識見とも高く、信望の厚い方であり、引き続き委員として推薦させていただくことをお願いするものであります。

諮問第５号 同様に人権擁護委員候補者の推薦につきましても、平成２４年３月３１日をもって任期満了となります友金一郎委員を、引き続き委員として推薦いたしたくご意見をお伺いするものであります。

友金委員におかれましては、平成２１年４月から人権擁護委員という大変幅の広い重要な活動に誠心誠意ご尽力いただいております、昨年度は、園部人権擁護委員協議会常務委員及び京都府人権擁護委員連合同和問題専門委員をお務めいただきました。人格、識見とも高く、信望の厚い方で、引き続き委員として推薦させていただくことをお願いするものであります。

次に、議案第７１号 京丹波町暴力団排除条例の制定につきましては、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為による町行政、町内の事業活動及び町民の生活に生じる不当な影響を排除し、町民の安全・安心で平穏な生活を確保するため、京丹波町における暴力団排除に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための町の施策、事業者の遵守事項等を定めるものであります。

次に、議案第７２号 平成２３年度京丹波町一般会計補正予算（第４号）では、補正前の額１１５億１，８９０万円に６，５３０万円を追加し、補正後の額を１１５億８，４２０万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算につきましては、平成２３年度も８カ月が経過し、事業の完了や経費の確定、あるいは進捗状況等精査を加える中で、新たな財政需要を勘案しつつ編成したものであります。

主な補正内容であります。民生費の社会福祉総務費において災害時等要援護者支援事業として１１８万６，０００円を追加しております。これは、地域の身近な支援者である民生児童委員の皆様に、要援護者の住所、氏名などの情報に加えて、要介護度や障害等の身体状況を含めた基礎情報を提供するための機能を追加するとともに、地図システムを導入して即座に位置確認等ができるようにするものであります。

また、社会福祉推進事業補助金として、道の駅丹波マークス内に設置されましたオストメイト対応トイレへの補助などに７０万円を計上しております。

また、障害者福祉費では、サービス利用者増に伴う障害者自立支援事業に６３７万３，０

〇〇円を追加したほか、児童福祉総務費では、子ども手当の制度改定を受けて給付費を３，０６１万円減額したところであります。

農林水産業費では、農業振興事業として、和知ふるさと振興センターが導入される農業機械等運搬車の補助に２００万円、京の黒大豆・小豆等産地づくり事業として、農事組合法人「京丹波はたるの里」が導入される小豆収穫機の補助に２７万円、集落営農法人化支援として安栖里協同組合に対する補助に４０万円、また、有害鳥獣対策事業として保井谷地区などの防護柵設置工事に係る事業費増加分として７６０万円を追加しております。

次に、林業費では集約的な間伐や作業路網の改良などを支援する森林整備地域活動支援事業に１，９２６万５，０００円を追加したほか、台風被害を受けた林道の補修など維持管理事業に２７５万６，０００円、安全基盤追加整備事業として水呑地区の風倒木処理事業に３２５万円を計上しております。

また、土木費では、今回、道路橋梁維持管理事業として１，０００万円を追加計上しております。道路排水施設や路面、路肩補修など地元要望を中心に９路線の修繕工事を予定しております。

なお、災害復旧費では、９月１５日から２３日にかけての台風１５号による豪雨により発生した農地、河川及び町道の災害復旧事業費として１，８６１万７，０００円を新たに計上しております。

このほか、他会計への繰出金については、財源や執行状況に応じ、所要の補正を行うとともに、人事院勧告に準じた給与改正による人件費の減額などを行ったところであります。

なお、歳入といたしましては、地方特例交付金をはじめ、国庫、府支出金など関連する財源の精査、調整を行い編成したものであります。

次に、議案第７３号 平成２３年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）では、補正前の額１８億４，６０５万円に２，９４９万１，０００円を追加し、補正後の額を１８億７，５５４万１，０００円とすることをお願いしております。主に８月診療分までの実績をもとに療養給付費の増額を行うものであります。

議案第７４号 平成２３年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）では、補正前の額１億９，６２２万５，０００円に７２万１，０００円を追加し、補正後の額を１億９，６９４万６，０００円とするものであります。前年度分徴収保険料に係る広域連合納付金及び人間ドック助成金の増額などを行うものであります。

議案第７５号 平成２３年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）では、事業勘定において補正前の額１８億５，３２６万６，０００円に４，９２３万４，０００円を

追加し、補正後の額を１９億２５０万円とするものであります。主に施設介護サービス給付費の増額など保険給付費の精査により、所要の補正を行うものであります。

また、サービス勘定では、補正前の額７０１万円に３０万３，０００円を追加しまして、補正後の額を７３１万３，０００円とするものであります。事務費の精査を行うものであります。

議案第７６号 平成２３年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第２号）では、補正前の額１６億１，５４０万円に２，０３０万円を追加しまして、補正後の額を１６億３，５７０万円とするものであります。

主に畑川ダム導水管の設計管理委託料及び年度内施工予定分に係る工事費を計上したものであります。

議案第７７号 平成２３年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第２号）では、補正前の額１０億９，１２４万９，０００円に３６６万２，０００円を追加しまして、補正後の額を１０億９，４９１万１，０００円とするものであります。主に公共下水道施設管理事業において、町道拡幅工事に伴うマンホールポンプ操作盤の移設工事費を計上したものであります。

議案第７８号 平成２３年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第２号）では、補正前の額８，８２３万３，０００円に４９２万円を追加しまして、補正後の額を９，３１５万３，０００円とするものであります。臨時雇用賃金及び燃料費の増額が主なものであります。

議案第７９号 平成２３年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第３号）では、収益的収支において９５万８，０００円を追加し、補正後の収益的収入を１２億１，４６０万２，０００円に、収益的支出を１３億１，６９６万５，０００円とすることをお願いしております。人件費及び材料費の精査のほか、和知歯科診療所における歯科技工委託料の増額を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただけますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は日程順にお願いをいたします。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、同意第４号の補足説明を申し上げます。

まず、公平委員会委員につきましては、地方公務員法第９条の２の規定によりまして、３

人の委員で組織することとなっておりまして、委員の選任につきましては、同条第２項の規定によりまして、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっております。

なお、主な職務といたしましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、必要な措置をとっていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する採決、または決定をいただくといったことが主な職務となっております。任期は４年でございます。

それでは、議案を朗読させていただきまして、説明にかえさせていただきます。

同意第４号 公平委員会委員の選任について、下記の者を京丹波町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第９条の２第２項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町栗野町１５番地

氏名 山内幸博 昭和２５年２月１３日生（６１歳）

平成２３年１２月６日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、山内氏のご経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） それでは、同意第５号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第４２３条第１項並びに町税条例第７７条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために、市町村に固定資産審査委員会を設置することとなっておりますものでございまして、地方税法第４２３条第３項により、当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものでございます。

委員の任期は３年、現在旧町単位に各１名ずつ計３名の委員さんにお世話になっております。

それでは、先ほど提案していただきました同意第５号を朗読して、説明にかえさせていた

だきます。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を京丹波町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町質美ユリ28番地

氏名 大西晴乗 昭和23年3月15日生

平成23年12月6日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、職歴につきましては、裏面のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、大西晴乗氏の選任につきまして、何とぞご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 続きまして、諮問第3号から第5号まで補足説明をさせていただきます。

先に町長より人権擁護委員候補者の推薦につきまして説明がございましたが、第3号から第5号を読み上げまして補足説明とさせていただきます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町中台谷9番地

氏名 山崎要志 昭和24年2月25日生

平成23年12月6日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由

人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町下大久保ダン 20 番地

氏名 西田光子 昭和 23 年 1 月 2 日生

平成 23 年 12 月 6 日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由

人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町大朴東道ノ下 4 番地

氏名 友金一郎 昭和 25 年 1 月 27 日生

平成 23 年 12 月 6 日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由

人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

以上でございます。

それぞれ裏面に主な職歴等を記載しております。

以上、3 名の方につきまして、ご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、続きまして議案第 71 号 京丹波町暴力団排除条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

まず、今回の条例提案に至った背景でございますが、過去、京都府内におきましても、暴力団員によりますけん銃を使用した凶悪事件、あるいは犯罪などが住民生活に身近な場所で発生し、住民の安全・安心で平和な生活が脅かされてきたところでございます。

また、近年暴力団の資金獲得活動が多様化、あるいは巧妙化しているといったことなどから、京都府では暴力団を封じ込める施策といたしまして、昨年 7 月に京都府暴力団排除条例を制定し、今年の 4 月 1 日から施行されているところでございます。

なお、この暴力団排除条例につきましては、平成 21 年に佐賀県、福岡県で制定されたのを機に、本年 10 月には全都道府県で施行されておりました、暴力団排除は全国共通の課題

となっているところでございます。

また、これに伴いまして府下の市町村でも条例化の取り組みが広がっておりまして、既に与謝野町、伊根町、和束町、精華町では施行されておるというところでございます。南丹市と本町が、この１２月議会に提案をさせていただくと、そういった状況でございます。

なお、条例につきましては、１８条から構成をしております、内容的には、京都府府警本部から示されましたひな形に準じて作成しておりますので、どの団体におきましてもほぼ同じ内容となっているところでございます。

それでは、条例の中味でございますが、一通り説明をさせていただきたいと思います。

まず、第１章、総則の第１条では、目的を定めております。

この条例は、京丹波町における暴力団排除に関する基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための町の施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響を排除し、町民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することをうたっているところでございます。

次の第２条でございますが、この条例で用いる用語について定義をしております、特に、暴力団及び暴力団員の定義につきましては、いわゆる暴対法に規定する指定暴力団のみを指すものではなく、広く暴力団及びその構成員を指しているところでございます。

また、次のページの第５項でございますけれども、町民等ということでございますが、これにつきましては、町民と事業者ということでございます。

次の第３条の基本理念でございますが、暴力団排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本といたしまして、国・府・町と町民等が相互に連携をし、協力をして社会全体で推進されなければならないとしております。

次に、第４条の町の責務であります。町は国・府、暴迫協などの関係団体及び町民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進する。

そして第５条の町民等の責務では、町民は暴力団排除を自主的にかつ相互に連携して取り組みを進めるとともに、町の施策に協力するよう努めること。

第２項では、事業者は暴力団との一切の関係を遮断するよう努め、町の施策に協力するよう努めること。

第３項では、町民等は暴力団排除に資する情報を知ったときは、町にその情報を提供するよう努めることを規定しているところでございます。

次に、第２章は、町の施策について定めております。

まず、第6条では、町が行う事務事業により暴力団を利することがないように、暴力団員等を入札に参加させないなどの措置を講じること。

第7条では、町は町民等が暴力団排除に自主的に相互連携して取り組むことができるよう、町民等に対し情報の提供や助言、指導などの支援を行い、第2項では暴力団排除の重要性について広報や啓発を行うこととしております。

次のページでございますが、第8条では、公の施設が暴力団の活動に利用されるときは、使用の承認をせず、または使用承認も取り消せるなど、公の施設の使用の不承認等を規定しているところでございます。

次に、第9条でございますが、公共工事からの暴力団を排除するため、町は公共工事の請負契約を暴力団員等との間で締結してはならないこと。

第2項では、町と請負契約をした元請契約者は、暴力団員等との間で、その請負契約に係る下請契約や物品納入等の契約を締結してはならないこと。

そして、第3項では、その下請契約者にあつては6次まで、第4項で物品納入等の契約者にあつては3次までのものは、暴力団員等との下請契約や物品納入等契約を締結してはならないことを規定しているところでございます。

そして、それらを担保するために第5項でございますが、150万円以上の契約については、契約の際に、相手方から自己や役員、あるいは使用人が暴力団員でない旨の誓約書を徴し、第6項においてこれを5年間保管することを義務づけをしております。

なお、150万円以上ということとした理由でございますが、これにつきましては、京都府の条例に合わせたということでございますが、罰則の適用上からも同じ基準とすることが必要であるということでございます。

京都府が150万円といたしました理由でございますけれども、京都府の会計規則におきまして、150万円未満の契約につきましては、契約書の作成が省略できるということから150万円を以上ということにしたものであります。

次に、第3章でございますけれども、町民等の遵守事項を定めております。

第10条では、町民等は暴力団の威力を利用してはならないこと。

第11条では、利益供与の禁止といたしまして、町民等は暴力団員等に暴力団の活動を助長、または運営に資することとなる金品、その他利益の供与を行ってはならないことを規定しております。

そして、第12条は、事業者が行う事業に関して契約を締結する場合、暴力団員等を契約の相手方としないこと及び暴力団員等であることが判明したときは、契約解除できることを

契約内容に含めるように努めること。

また、第2項では、取引の際に、相手方等が暴力団員等でないことを確認し、契約時に書面で暴力団員等に該当しない旨を制約させるなどの措置を講じるよう努めること、ということとを定めております。

そして、第4章では、青少年の健全育成を図るための措置を定めておりまして、第13条では、町内の中学校におきまして、暴力団排除等の教育が行われるよう、適切な措置を講じること。

また、第2項では、青少年育成に携わる者は、暴力団排除等の指導や助言等に努めることとし、この場合町は情報提供等の支援を行うということを規定しております。

次に、第5章につきましては、雑則ということでございまして、第14条につきましては、規則への委任規定。第15条は、条例の適用にあたっての注意事項を規定しております。

そして、最後に第6章として罰則を定めております。

第16条では、第9条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出をしたものは、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処すること。

第17条では、第9条第5項、または第6項に反して誓約書を徴しなかったもの、または誓約書の5年間の保管義務期間を怠ったものには5万円以下の過料を科すことを規定しているということでございます。

また、18条では、両罰規定といたしまして第16条の違反行為が行われた場合には、行為者のほか、その行為者と一定の関係にある法人、または人に対しても罰金刑を科すことを規定しております。

よって、特にこの罰則の適用にかかわりましては、公共工事からの暴力団を排除するというところでございまして、公金が暴力団に流れないようにするといったことに重点が置かれているということでございます。

なお、この罰則規定につきましては、検察庁との事前協議を行っておりまして、その妥当性につきましては、協議が整っておるところでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は議決をいただきましたら、来年4月1日から施行するということとし、それまでの間に、公共工事の請負契約でありますとか、下請契約等に誓約書を徴することありますとか、虚偽記載には罰則が適用されること、また、町民の皆さんの遵守事項などについて周知を図ることとしておるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第72号でございます。平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第4

号)につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に6,530万円を追加をいたしまして、補正後の額を115億8,420万円とすることを願います。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきたいと思います。

6ページでございますが、第2表の地方債の補正でございます。

これにつきましては、災害復旧事業といたしまして、520万円を増額させていただいております。9月15日から23日にかけての台風15号の豪雨による河川等の災害復旧工事、これに係るものでございます。

なお、これによりまして、補正後の発行額は9億750万円となるわけでございますが、うち約84%の7億6,270万円余りは、交付税算入をいただける地方債となるところでございます。

次に、補正予算の主だった項目について説明をさせていただきたいと思います。

事項別明細書の10ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出からでございますが、人件費関係につきましては、各費目を通じまして先の臨時会で議決をいただきました給与改定に伴うものや、あるいは扶養関係の精査を行っておるということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

少しページを飛ばしていただきまして、14ページをお願いしたいと思います。

下段の民生費の社会福祉総務費の事業項目の3つ目でございますが、提案理由にもございましたけれども、災害時等要援護者支援事業といたしまして、118万6,000円を計上しております。これは、地域の身近な支援者である民生児童委員の皆様現在登録いただいております約2,600名になるわけですが、要援護者の方々の住所氏名などの情報に加えて、要介護度や障害等の身体状況を含めた情報提供をするためにシステム改修を行う、そのほか地図システムを導入いたしまして、パソコンの画面上で即座に登録者の位置の確認でありますとか、要介護者の身体状況等が視覚的にわかるというふうにするものでございます。

また、15ページの上から4段目でございますけれども、社会福祉推進事業補助金といたしまして、70万円を計上したところでございます。これにつきましても、説明があったところでございますが、道の駅丹波マークス内に設置をされましたオストメイト対応トイレ等に補助するというものでございます。

このオストメイト対応トイレでございますけれども、これにつきましては、人工肛門、あ

るいは人工膀胱の方々の排せつ物の処理、あるいは装具交換時の皮膚の洗浄などが行えるトイレということでございまして、これらの方々が安心して外出できる環境づくりのために、本町といたしましても、設置を推進していく必要があると考えているところでございまして、今回、この施設が道の駅丹波マーケスに設置されることに対しまして、事業費の2分の1を補助させていただくとしたものでございます。

また、その次の障害者福祉費では、サービス利用者の増加に伴いまして、障害者自立支援事業に637万3,000円を追加しております。これにつきましては、昨年度のサービス利用者が月平均203人であったものが、本年度は208人と増加をしたということ、それから自立支援法の施行によりまして、施設利用料が減少したことに対する特別対策分の追加ということでございます。

なお、その下の国・府支出金等返還金につきましては、平成22年度分の自立支援給付費等の国庫負担金の精査ということでございます。

次に、16ページでございしますが、児童福祉総務費の事業項目の一つ目の子ども手当支給事業で2,775万6,000円を減額をしております。これにつきましては、19節の負担金補助及び交付金の285万4,000円の増額と扶助費の3,061万円の減額の合計ということでございまして、負担金補助の285万4,000円につきましては、子ども手当の制度改定に対応するためのシステム改修の負担金でございます。扶助費の3,061万円の減額につきましては、従来の子ども手当の額で算定をしておりました当初予算額から9月分までの、いわゆるつなぎ法案分、それから10月分以降の特別措置法による給付費の精査により、減額をさせていただいたものでございます。

次に、17ページの上段でございしますが、保育所費の工事請負費の調乳室改修工事164万3,000円でございますが、これにつきましては、上豊田保育所の湯沸かし室が約30年ほど前のものということで大変老朽化が進んでおりまして、来年度からのゼロ歳児保育等も考慮いたしまして、今回改修をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

次に19ページをお願いをいたしたいと思います。

農林水産業費の農業振興費でございしますが、提案理由にもございましたけれども、事業項目の1番目の農業振興事業200万円でございしますが、これにつきましては、和知ふるさと振興センターが導入される農業機械等の運搬車、ユニック付の4トントラック車でございすけれども、これの3分の1の補助といたしまして200万円。次の事業項目の、農地・水・環境保全向上対策事業の87万円につきましては、水路や農道の補修など、施設の長寿

命化を推進する事業ということでございますが、国の補助枠の増額が確保できたということで、町の負担金もあわせて増額をさせていただくものでございます。

また、次の京の黒大豆・小豆等産地づくり事業につきましては、農事組合法人「京丹波ほたるの里」が導入される小豆収穫機の補助として27万円を補助するものでございます。

また、次の有害鳥獣対策事業782万8,000円につきましては、保井谷地区や大朴地区の防護柵設置工事に係る事業増加分の760万円、それからドロップネットの購入費の追加費用として22万8,000円を追加するものでございます。

あと、最後の戸別所得補償制度推進事業の40万円につきましては、定額補助ということになっておりまして、集落営農法人化支援といたしまして、安栖里協同組合の法人化を支援するというものでございます。

なお、次の畜産業費の農林漁業事業補助金は、主に瑞穂堆肥センターの改修補助分でございます。

また、堆肥による土づくり事業補助金につきましては、堆肥購入費等の2分の1を補助するものでございますけれども、事業量の増加により追加するものでございます。

次に、21ページをお願いいたしたいと思います。

林業振興費でございますけれども、事業項目の1番目でございますが、林道維持管理事業といたしまして275万6,000円を計上しております。これにつきましては、台風被害を受けました林道の補修や林道峰線のゲートの設置工事を行うといったものでございます。

また、森林整備地域活動支援事業の1,926万5,000円につきましては、集約的な間伐や作業路網の改良などを支援するというものでございますが、今年度に事業の対象となる林齢の要件がなくなりまして、対象面積が大きく増加したということでの増額でございます。

また、安全基盤追加整備事業の325万円につきましては、京都府の受託事業ということで、水呑地区の風倒木処理事業を追加をしたというものでございます。

次に、22ページでございますが、土木費の中段の道路橋梁維持管理事業ということで、道路修繕工事を1,000万円追加計上しておるということでございます。これにつきましては、主に地元要望に対するものということで、道路排水施設と9路線の修繕工事を予定しているというところでございます。

それから、23ページでございますが、1段目の町営住宅設備工事ということで120万円を計上しておりますが、これにつきましては、和知の馬森住宅というのがございます。1件のみでございますけれども、このトイレの水洗工事費を計上させていただいております。

次に、ページを少し飛ばしていただきまして、27ページをお願いしたいと思います。

災害復旧事業でございますが、9月15日から23日の台風15号ということでの災害の復旧費でございます。1段目は農地の災害復旧費でございます、288万円を計上しております。安栖里と大簾地内の畦畔が土砂崩れをしたというものでございます。

なお、農地の災害につきましては、激甚災害の指定となっております、90%の国庫負担となっておりますのでございます。

次の、土木分の災害復旧事業では、1,573万7,000円を計上しております。市森の市森川で2カ所、鎌谷中の弓谷川、それから鎌谷奥の根直川で、それぞれ1カ所、計4カ所の護岸の損壊等がございました。

また、町道水呑線の土砂崩れということがございまして、そうしたものを新たに計上しておりますのでございます。

あと、戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

これらに充当いたします歳入ということで、主な内容でございますが、まず、地方特例交付金を589万5,000円追加計上しております。これにつきましては、子ども手当の創設に伴う地方公共団体の負担増分について措置されるものでございますが、8月の交付決定では、つなぎ法案による半年分のみが算定をされていたということでございますが、今回特例法が成立をしたことに伴いまして、10月から3月分について追加されるというものでございます。

次の地方交付税も同様でございます、子ども手当分の再算定により、わずかですが増額となったところでございます。

その他、各種の特定財源につきましては、歳出の補正に合わせまして精査を行ったものがほとんどでございますが、特に6ページをお開きいただきたいと思いますけれども、下段の総務費の府補助金でございますが、みらい戦略一括交付金ということで1,951万8,000円を新規に計上しております。この交付金につきましては、京都府の市町村未来づくり交付金というものでございますが、総額22億円が予算されておまして、そのうちの4億円につきましては、人口、面積、一般行政経費等の客観的指標により配分をされるというものでございます。このほどその額が内示をされたということで、計上させていただいたものでございます。

次に、8ページでございますけれども、中ほどの財産収入の土地売却収入でございますが、804万4,000円を追加をさせていただいております。これにつきましては、用途廃止を受けました里道水路の売却収入でございます、個人の店舗敷地でありますとか、工場建

設用地内に存在するといったものなど3件でございまして、売払面積は合計で875.38平方メートルになるというところでございます。

また、次の一般寄附金606万8,000円につきましては、財団法人京都市町村消防賞じゅつ基金協会というのが7月1日に解散をされまして、その残余財産を加入市町村の消防団員数で按分して寄附をされることになったものでございます。

なお、9ページの上段の京都府受託事業収入につきましては、歳出で申しあげました水呑地内の風倒木処理に係る受託料ということでございます。

また、中段の雑入の中の南丹区域農用地総合整備事業負担金の精算金等につきましては、平成22年度末をもって完了した同事業の農道分の精算金ということでございます。

以上、まことに簡単ではございますけれども、議案第72号 一般会計補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） それでは、議案第73号 平成23年度京丹波町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,949万1,000円を追加し、補正後の額を18億7,554万1,000円とするものでございます。主に保険給付費の療養諸費、高額療養費の見込み増に伴いまして、補正をお願いいたしております。

それでは最初に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

事項別明細書の5ページをお願いいたします。

5ページの歳出ですが、2款、保険給付費、1項、療養諸費では、一般被保険者及び退職被保険者に係ります療養給付費、これは国保連合会を通じまして医療機関に支払うものでございますが、一般被保険者分として1,200万円、退職被保険者分として500万円の追加をお願いしております。

療養給付費の今年度の状況といたしましては、8月診療分までで前年度と比較して一般被保険者分は1カ月当たり約250万円の増加、退職被保険者分は1カ月当たり49万円の増加となっております。当初予算では、前年度実績見込みから一定の伸びを見込んでの予算化をしておりましたが、さらに費用が見込まれることから追加をお願いするものでございます。

また、6 ページの第2 項、高額療養費においても一般被保険者分、退職被保険者分ともに入院、外来の両方において件数、費用が伸びており、それぞれ1, 000 万円、100 万円の追加をお願いいたしております。

4 項の出産育児諸費、出産育児一時金については、被保険者の中で来年2 月までに出産が見込まれる件数から2 件分の追加をお願いするものでございます。

6 項の精神・結核医療付加金についても、昨年度から件数、費用ともに増加傾向にあり、当初予算でも一定の伸びを見込んでおりましたが、現時点での見込み額により、37 万3, 000 円の追加をお願いいたしております。

そのほかの項目につきましては、歳入予算の財源振替に係るものでございます。

次に、3 ページの歳入に戻っていただきまして、説明を申し上げます。

歳入では、3 款の国庫支出金、4 款、療養給付費交付金、6 款の府支出金においては、先ほど歳出で説明いたしました保険給付費の伸びに伴い、それぞれ所定の負担率に基づき算出いたしております。国庫負担金の療養給付費負担金は、現年度分として683 万6, 000 円の追加、国庫補助金普通調整交付金は834 万8, 000 円の追加、同じく国庫補助金の出産育児一時金の補助金につきましては、1 件につき1 万円の補助となっておりますので、歳出に計上いたしました2 件分として2 万円を追加しております。

4 款の療養給付費交付金では、退職被保険者の療養費、高額療養費に係る交付金として222 万7, 000 円の追加、6 款の府支出金の財政調整交付金では、一般被保険者分として162 万4, 000 円の追加としております。

次に、9 款、繰入金、1 項の他会計繰入金の一般会計繰入金では、今年度の国保税の軽減に係ります保険基盤安定補助金の額が確定したことによりまして、保険基盤安定繰入金として238 万2, 000 円を追加。ページめくっていただきまして、出産育児一時金の追加に伴い一般会計で負担する額として53 万4, 000 円、国保財政安定化支援事業として交付税算定額が確定したことで、ここでは421 万4, 000 円の減額、そのほか、精神・結核医療付加金と健康管理センター事業に係る分として67 万3, 000 円の追加を合わせまして一般会計繰入金全体では62 万5, 000 円を減額し、補正後の額を9, 092 万8, 000 円とするものでございます。

最後に、繰入金の2 項、基金繰入金につきましては、現時点で見込める歳入は最大限見込んだところでございますが、なお不足する財源について、基金繰入金を1, 106 万1, 000 円追加し、収支のバランスを図ることとしております。

予算ベースでの繰り入れ後の基金残高といたしましては、1 億1, 627 万4, 000 円

と見込んでおります。

国保特別会計につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第74号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算の総額に歳入歳出それぞれ72万1,000円を追加し、補正後の額を1億9,694万6,000円とするものでございます。前年度からの繰越金の補正と人間ドック助成金の追加を主なものとしております。

それでは、歳入から説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いします。

最初に歳入では、4款の繰越金について、平成22年度からの繰越金を全額予算化を行うため、40万9,000円を追加いたしております。

5款の諸収入雑入では、歳出に計上いたしました被保険者の人間ドック助成金相当額を広域連合から受け入れるため31万2,000円の追加としております。

4ページの歳出につきましては、歳入で追加いたしました繰越金により、2款、後期高齢者医療広域連合納付金に保険料分として25万2,000円、4款の諸支出金には平成22年度に交付を受けました人間ドックの助成金の精算に伴う返還金15万7,000円の追加をお願いしております。

また、3款の保健事業費においては、現在までの日帰りドックの受付状況から、既に前年度実績を上回るお申し込みをいただいております。今後の見通し分として8人分、31万2,000円を追加いたします。この費用につきましては、全額広域連合から助成されるものでございます。

以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） それでは、議案第75号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定並びにサービス事業勘定につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、事業勘定についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,923万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億250万円とするものでございます。以降、歳入歳出補正予算事項別明細書でのご説

明とさせていただきます。

まず、歳出の主な項目につきまして、ご説明をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費についてでございます。1 目、居宅介護サービス給付費では、前年度に引き続きまして、通所介護サービスの利用が一月当たりの利用が 3 3 8 件と、介護保険事業計画の見込値を 4 8 件上回る利用が見られることなどによりまして、5 7 2 万 3, 0 0 0 円の増額をお願いするものでございます。

2 目、地域密着型介護サービス給付費では、当初から見込んでおりました新たなグループホームにつきまして、平成 2 4 年 4 月開設の予定でありますことから、本年度分利用予定者の給付費を減額させていただくものでございます。

3 目、施設介護サービス給付費では、特に介護老人福祉施設特別養護老人ホームの一月当たりの平均入所者が 1 8 5 件と見込みを 1 7 件上回る利用が見られることなどによりまして、5, 3 5 2 万円の増額をお願いするものでございます。

5 目、居宅介護住宅改修費では、前年度月平均の給付費 3 7 万 2, 0 0 0 円から本年度の平均の給付費 9 4 万 4, 0 0 0 円と大幅な伸びを示しておりまして、4 7 9 万円の追加をお願いするものでございます。

7 ページ 2 項、介護予防サービス等諸費につきましては、予防訪問介護が見込みの 4 7 件から 4 0 件に、予防通所介護が 7 1 件から 5 4 件に見込みを下回っていることなどによりまして、8 0 1 万 7, 0 0 0 円の減額とさせていただいております。

8 ページをお願いいたします。

4 項、高額介護サービス等費は、利用者負担額が一定額を超えた場合に、給付をさせていただくものでございまして、9 月までの給付の推移から 6 3 9 万 1, 0 0 0 円の増額をお願いするものでございます。

5 項、特定入所者介護サービス等費、これは施設利用者の居住費、食費負担に係る補足給付でありまして、前期の予算執行の状況を勘案し、9 0 0 万 6, 0 0 0 円を追加させていただくものでございます。

以上、保険給付費全体で 4, 7 4 9 万 9, 0 0 0 円の増額とさせていただくものでございます。

続きまして歳入、ページをめくっていただいて 3 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、保険給付費の増額によりまして、そのルール分として国・府の介護給付費負担金をそれぞれ追加させていただいております。

4 ページの 7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金につきましては、保険給付費の 12.5 % など 697 万 3,000 円を一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

2 項、基金繰入金につきましては、今回の補正時点における歳出に係る不足財源 1,148 万 6,000 円を介護給付費準備基金繰入金で収支の均衡を図ることとしております。

なお、予算化ベースでの平成 23 年度末の基金残高につきましては、1,268 万 5,000 円となっております。

続きまして、サービス事業勘定におきましては、ページをめくっていただきまして、青の次でございます。

歳入歳出の 701 万円に 30 万 3,000 円の追加をさせていただきまして、総額を 731 万 3,000 円とするものでございます。事項別明細書 3 ページに歳入では、前年度繰越金として 30 万 3,000 円を追加させていただいております。

4 ページの歳出、1 款の総務費、2 款の事業費とも事務経費の増額をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、事業勘定及びサービス事業勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） それでは、議案第 76 号 平成 23 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第 2 号）につきましては、補正前の額 16 億 1,540 万円に 2,030 万円を追加し、補正後の額を 16 億 3,570 万円とさせていただくものでございます。

最初に 2 枚めくっていただきまして、第 2 表、地方債補正をごらんください。簡易水道事業債におきまして、借入限度額 4 億 9,690 万円に 1,960 万円を追加し、補正後の借入限度額を 5 億 1,650 万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

増額する理由といたしましては、事業費の増額分と現在一般財源としている部分のうち、借り入れ可能な部分を追加して町債とするものでございます。

さらに、3 枚をめくっていただきまして、歳入の主なものから説明をさせていただきます。

事項別明細書の 3 ページでございますが、1 款、分担金及び負担金の水道事業費負担金につきましては、畑川ダム事業にかかわりまして、木ノ谷の導水管を現在、仮設配管いたしておりますが、そのリース料金は京都府との協定で全額負担いただいております。その額が確定したことによりまして、175 万 3,000 を増額するものでございます。

次に、3款、国庫支出金、国庫補助金の1目、施設整備費国庫補助金につきまして、80万1,000円を減額させていただくものでございます。これは補助対象事業費の減によるものでございます。

6款の繰入金、一般会計繰入金及び、次のページの基金繰入金につきましては、歳入全般の中での財源調整によりまして、それぞれ増減をお願いするものでございます。

9款、1項の町債、簡易水道事業債でございます。先ほどご説明させていただきました第2表、地方債補正におきましてと同じことで、借入額を1,960万円増額させていただくものでございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明させていただきます。

事項別明細書の5ページにお進みください。

1款、1項の水道管理費、1目、一般管理費でございますが、人件費に係る部分は人事院勧告に準じまして、9万5,000円の減額を行うものでございます。

次に、水道事業における主なものとして、需用費においては光熱水費で348万円、医薬材料費125万4,000円の不足を見込みまして増額の補正。委託料では、水質検査が請負残によりまして現額の補正。使用料及び賃借料で、歳入でも申し上げました、木ノ谷導水管の仮設リース管の賃借料が確定したことによりましての減額補正。公課費で平成22年度の消費税額の確定によります増額補正、これらを合わせますと46万2,000円の減額補正となります。

続いて、2款、施設費、1項、1目、水道施設費であります。丹波瑞穂地区の上水道事業に係る予算の補正をお願いするものでございまして、委託料では、畑川ダムの直下流部に当たりますが、導水管の詳細設計につきまして、ダムが現在進捗しておりますのにあわせて業務発注させていただきたいのと、質美水呑間の送水連絡管として測量設計業務を追加してトータルで450万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、工事請負費として、先ほど申し上げました畑川ダムの導水管工事として850万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

最後に、3款、1項、公債費、2目、利子でございますが、長期償還利子に関する補正で、平成22年度事業完了に伴うものや、前借利子分として785万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご承認くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第77号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2

号)につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、補正前の額 10 億 9, 124 万 9, 000 円に 366 万 2, 000 円を追加し、補正後の額を 10 億 9, 491 万 1, 000 円とさせていただきます。

先に、歳出の補正額についてのご説明をさせていただきます。

事項別明細では、4 ページにお進みください。

1 款、総務費、一般管理費の人件費でございます。これも人事院勧告に準じて減額及び職員手当の増額によりまして、76 万 2, 000 円の増額をお願いするものでございます。

2 款の下水道費、1 項、農業集落排水費の需用費、光熱水費で下水道施設の電気代の実績によりまして、今後の見込み費用も合わせて 20 万円の増額をお願いするものでございます。同じく 2 項、公共下水道費につきましては、270 万円の増額補正をお願いするもので、詳細は農業集落排水費と同じく下水道施設の電気代の実績及び今後の見込み費用で 30 万円、それから橋爪地内の町道拡幅工事に伴いますマンホールポンプの操作盤の移設、その費用として 240 万円を見込んでおります。

次に、歳入でございます。

事項別明細書の 3 ページにお戻りいただきたく存じます。

6 款、1 項、1 目、繰入金、一般会計繰入金につきまして、歳出増に伴う 366 万 2, 000 円を増額とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます、ご審議賜りご承認くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 続きまして、議案第 78 号 平成 23 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第 2 号）につきましては、補正前の額 8, 823 万 3, 000 円に 492 万円を追加し、補正後の額を 9, 315 万 3, 000 円とさせていただきます。

先に、歳出の補正額の主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。

事項別明細書の 4 ページをごらんください。

1 款、事業費、1 目、運行事業費では、職員人件費及び臨時雇用賃金の精査を行っております。職員人件費では、人事院勧告に伴います給与条例の改正によりまして、今回減額を行うものでございます。また、臨時雇用賃金では、運転手の有給休暇取得時の代替運転手に係

ります臨時賃金の精査を行うものでありまして、不足が見込まれる金額につきまして、今回増額をお願いするものでございます。

また、需用費では、燃料費におきまして軽油価格の高騰分、並びに新規路線運行分等の所要見込額を精査いたしまして、不足が見込まれる額を計上させていただくものでございます。

次に、歳入の補正額につきまして、ご説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをごらんください。

3款、繰入金、1目、他会計繰入金におきまして、一般会計から町営バス運行事業の需要額不足分としまして492万円を繰り入れるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、議案第79号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

病院事業会計全体の補正予算につきましては、先に提案説明がありましたとおりで、収益的収入及び収益的支出も議決の予定額から95万8,000円を追加補正させていただき、収入におきましては、補正後の予算額を12億1,460万2,000円とし、支出におきましては、予算総額を13億1,696万5,000円にすることをお願いするものでございます。

また、当初予算第6条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち、職員給与につきましては、京丹波町病院が45万5,000円を減額し、補正後の額を3億6,615万6,000円とし、和知診療所につきましては、31万8,000円を追加し、補正後の額を1億280万6,000円とし、和知歯科診療所につきましては、6,000円を追加し、補正後の額を4,936万3,000円をお願いをするものでございます。

また、京丹波町病院の公債費におきまして、4万円の追加をし、補正後の額を10万円とすることをお願いするものでございます。

それでは、補正予算説明書でご説明を申し上げます。

まず、1ページの収益的収入でございますが、和知歯科診療所の事業収益の補正額として、95万8,000円を追加し、補正後の予算を6,958万9,000円といたすものでございます。これは、本年度の前半実績から算出いたし、補正をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、2ページからの収益的支出でございますが、まず、京丹波町病院におきましては、医業費用の給与費で職員の人件費の所要の補正を行うものでございます。

また、材料費につきましては、オペ室の診療用具として麻酔カート及び医療衛生器具類を真空パックで保管するためのシーラ機器らの購入と病棟の用具購入らに３万７千円、０００円の追加をお願いするものでございます。

経費につきましては、トイレの専用芳香剤設置や公債費に７万８千円、０００円の追加をお願いするものでございます。

また、研究研修費におきましても、職員の医療スキルを上げるため、費用のお願いをするものでございます。

次に、和知診療所でございます。医業費用の給与費におきまして、職員の人件費の所要の補正を行うものでございます。

また、材料費におきましては、インフルエンザ、三種混合ワクチンらの予防接種ワクチン費用と診療材料費に６万７千円の減額を行うものであります。

経費につきましては、院外処方に伴う薬袋印刷代の減額や消防設備の修繕などを精査いたしまして、５万５千円、０００円の追加をお願いするものでございます。

また、医業外費用の消費税におきましては、病院と診療所の一本化に伴いまして、今年度から支払い時期及び支払い方法を病院と合わせるようにいたしまして、２３年度の概算支払いである１月以降に支払うための消費税２万９千円、０００円の増額をお願いするものでございます。

次に、和知歯科診療所でございますが、医業費用の給与費におきまして、職員の人件費の所要の補正を行うものでございます。

また、経費につきましては、複雑な技術を要するもののらの歯科技工の委託料に９万５千円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、病院事業会計補正予算に係る補足説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、８日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さんでございました。

散会 午前１１時０２分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 小田耕治

〃 署名議員 篠塚信太郎